「「住民税額（㉔又は㉖又は㉗）のいずれか多い金額）×（16.3％又は10.4％）㉘」」に改める。

同号ニ中「第68条の９第３項」を「第68条の９第４項」に改める。「中小連結親法人」の次に「（連結親法人事業年度（法第15条の２第１項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。⑶及び次号⑵において同じ。）が平成31年４月１日前に開始した連結事業年度にあつては、所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第６号）第11条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の９第８項第５号（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）に規定する中小連結法人）」を加える。同号に次のように加える。

⑶　連結親法人事業年度が平成31年10月１日以後に開始する連結事業年度にあつては「16.3％又は」を消し、連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度にあつては「又は10.4％」を消すこと。

別表三の一二付表一の記載要領第十号を次のように改める。

「調整個別帰属地方税額に係る控除額
10　（㉔又は㉚のいずれか多い金額）×（16.3％又は10.4％）×20％　㉛　の欄の記載に当たつては、次によること。」

⑴　令第155条の25第１号に規定する個別所得金額がない場合には、「又は㉚のいずれか多い金額」を消すこと。

⑵　連結親法人事業年度が平成31年10月１日以後に開始する連結事業年度にあつては「16.3％又は」を消し、連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度にあつては「又は10.4％」を消すこと。

別表三の一二付表三の表中「個別所得金額（別表四の二付表「56の①」）」を「個別所得金額（別表四の二付表「54の①」）」に、「被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額（別表四の二付表「７」）」を「被合併法人等の最終の事業の損金算入額（別表四の二付表「34」）」に改める。

別表四の表中

関連者等に係る支払利子等の損金不算入額（別表十七（二の二）「25」又は「30」）						寄
						沖縄
						国家戦

を

関連者等に係る支払利子等の損金不算入額（別表十七（二の二）「24」又は「29」）						寄
						沖縄
						国家戦

に、

附金の損金不算入額（別表十四（二）「24」又は「40」）	26			その他		被合併法人等の
の認定法人の所得の特別控除額（別表十（一）「９」又は「13」）	27	△		※	△	寄附金
略特別区域における指定法人の所得の特別控除額（別表十（二）「８」）	28	△		※	△	沖縄の認定法人又は国（別表十（一）

を